

令和5年度栃木県警察早期退職者募集実施要項

1 趣旨

この要項は、職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第10条の2第2項の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から10年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う早期退職者の募集について、退職手当条例に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 退職すべき期日

令和6年3月31日とする。

※ 退職手当条例に定める手続を経た上、公務の能率的運営の確保に必要な限度で、退職すべき期日を繰り下げることがある。

3 募集人数

20人とする。

4 募集期間

11月7日（火）午前8時30分から11月28日（火）午後5時15分までとする。

※ 募集の目的を達成するため必要があるときは、募集期間を延長するものとする。

5 対象職員

- (1) 令和6年3月31日現在、勤続20年以上かつ年齢50歳以上60歳未満の職員
- (2) 対象職員に、次に掲げる職員は含まれないものとする。
 - ア 任期を定めて任用される者
 - イ 懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

6 応募又は応募の取下げの手続

- (1) 応募しようとする職員は、上記4の期間内に、応募申請書（別記様式1）を作成し、所属長に提出する。
- (2) 応募を取り下げようとする職員は、応募取下げ申請書（別記様式2）を作成し、所属長に提出する。

7 応募の認定又は不認定の通知の予定日

認定又は不認定の通知の予定日は、12月11日（月）とする。

8 不認定となる場合

応募者が下記のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

- (1) 応募が募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募をした後に懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 前号に規定する処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き業務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合

9 早期退職募集に関する問い合わせ先

警務部警務課人事係 警電 2621・2622